

税 務

更正すべき金額等の説明前に審理・決裁

「調査結果の説明」に係る事務処理手順が判明

要
約

- 税務調査手続見直しで、調査終了の際、更正決定等をすべきと認める金額等を納税義務者に説明。
- 更正決定等をすべきと認められる内容は、当局内部で「調査結果の説明書」にまとめられる。
- 「調査結果の説明書」は、統括官等の確認や審理担当官の審理を経て決裁されることが判明。

平成23年12月改正における国税通則法改正で、税務調査手続の見直しが行われた。改正後の税務調査手続は、平成25年1月1日以後に開始する調査から全面適用されることとなるが、調査終了の際の手続に関しては、「国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする」と規定されている（改正通則法74条の11②）。

この規定を受けて課税当局では、これまでの手続と改正後の手続を比較し、その変更点を確認している。具体的には、調査の結果、更正決定等をすべきと認めた場合に、調査担当者は非違の内容、金額、理由を「調査結果の説明書」に取りまとめ、統括官等の確認、審理専門官の審理を受けることとなる（下表参照）。

改正後、当局内での調査結果の説明書の作成に係る事務処理は、次の手順となるようだ。①調査担当者が調査結果の説明書を作成→②統括官等が調査結果の説明書の内容を確認・決裁→③審理担当官が審理→④調査（決議）書の決裁基準に基づき決裁→⑤調査担当者は決裁日をチェックシートに記載。

このように税務調査終了の際、納税者が更正決定等をすべきと認めた額や理由等の説明を受けた場合には、その内容について、当局内部で審理専門官による審理や統括官等による決裁を受けたものであることを確認しておきたい。

【表】 改正前後の手続の対比

改正前の手続	改正後の手続
● 調査結果（処分案）を適宜の様式に取りまとめ、統括官等の確認を受ける。 ● 重要事案や審理的に疑義のある事案以外は統括官等の判断で処分案を決定。	● 調査の結果、更正決定等をすべきと認める内容（処分案）を「調査結果の説明書」に取りまとめ、統括官等の確認を受ける。 ● 更正決定等をすべきと認める内容（処分案）について、一定の基準に基づき審理担当官が審理の上、決裁基準に基づき決裁。